

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
公正な研究活動の推進に関する規程

〔平成27年3月27日
規程第22号〕

改正 平成27年11月11日規程第63号

改正 平成29年2月13日規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めることにより、不正行為の防止を図り、もって社会的責任を果たすとともに、社会からの信頼に応えることを目的とする。なお、不正行為への対応については、研究を活性化させるものであるという趣旨に基づき取り組むものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、機構に雇用されて実験・研究活動に従事する者及び機構の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

2 この規程において「研究所等」とは、各研究所及び各研究施設をいう。

3 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用その他の研究活動における不正又は不適切な行為をいう。

4 この規程において「研究データ等」とは、研究活動に伴い発生又は使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を学会等で通常説明するために必要となるものをいう。

ア 実験ノート等の文書（電磁的記録を含む）、数値データ、画像等の「資料」

イ 実験試料、標本等の「試料」

ウ 装置

(研究者の責務)

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、不正行為が研究活動とその成果発表の本質に反するものであるということを認識し、学問の自由の下に自ら専門的な判断により真理を探究するという特別の権利を享受しつつ、社会からの信頼と負託に応えるという重大な責務を負っていることを自覚するとともに、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講し、研究倫理に係る意識の向上に努めなければならない。

(研究データ等の保存)

第4条 研究者は、自らの研究が公正に実施されたことを示し、必要に応じて第三者による研究成果の検証を可能とするため、研究活動によって得られた研究データ等を一定期間保存し、必要に応じて開示できるようにしなければならない。

2 研究データ等の保存に関し必要な事項は別に定める。

(機構長の責務)

第5条 機構長は、公正な研究活動を推進し、また不正行為への対応について機構の体制を整備しなければならない。

(理事の責務)

第6条 機構長が指名する理事は、研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組を統括しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第7条 研究所等における研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組の実施について統括する実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、当該研究所等の長をもって充てる。ただし、研究所等以外の機構の組織については、前条において機構長が指名する理事をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進し、不適切な研究活動の防止を図るため、当該研究所等における研究者に対し、研究倫理に関する知識を定着、更新させるための研究倫理教育を実施する。ただし、主に機構外の機関に所属し、一時的に機構の施設や設備を利用して実験・研究を行う者を除く。

3 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動の推進及び不正行為に関する相談を受け付けるとともに、必要に応じて指導を行う。

4 研究倫理教育責任者は、実効的な研究倫理教育を行うため、必要に応じて複数の副責任者を任命することができる。

(研究倫理教育副責任者)

第8条 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐し、実効的な研究倫理教育を行うものとする。

2 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者の指示に基づき、研究倫理教育責任者が行う研究倫理に関する教育、啓発及びその他公正な研究活動を推進するための取組を実施するために必要な措置を講じる。

(組織体制)

第9条 公正な研究活動の推進に係る基本的な方針の策定及び総括について、「研究費の取扱いに関する規程（平成20年4月25日規程第21号）」第8条に定める不正防止計画推進室がその業務を行う。

(相談窓口)

第10条 機構における公正な研究活動の推進のため、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、研究倫理教育責任者をもって充てる。なお、相談の内容が当該倫理教育責任者と利害関係を持つ事案である場合には、他の研究所等の研究倫理教育責任者又は不正防止計画推進室に相談することができるものとする。

(受付窓口)

第11条 機構における不正行為の告発等に適切に対応するため、受付窓口を置く。

- 2 受付窓口は、総務部人事労務課長とする。
- 3 受付窓口に関し必要な事項は、別に定める。

(調査)

第12条 不正行為の疑いがあった場合の調査その他の措置については、別に定める。

(処分)

第13条 不正行為を行った職員及び不正行為に関与した職員に対する処分は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月11日規程第63号)

この規程は、平成27年11月11日から施行する。

附 則 (平成29年2月13日規程第1号)

この規程は、平成29年2月13日から施行する。